吉岡都市計画地区計画の決定(原案)

前橋伊香保線吉岡バイパス沿線地区地区計画を次のように決定する。

| | : | 名 称 | 前橋伊香保線吉岡バイパス沿線地区地区計画 |
|--------|-----------------|-------------------|---|
| | , | 位 置 | 吉岡町大字大久保地内 |
| 面積 | | | 約12.9ha |
| | 及び保全の方針区域の整備・開発 | 地区計画の目標 | 本地区は、駒寄スマートICの東南部に位置し、(主)前橋伊香保線と県道南 新井前橋線が交わる場所であるため、町内において最も交通利便性が高く、立 地条件から集客性も良い地区である。 バイパス機能としての速達性等を保持しつつ、市街地の無秩序な拡大や風俗 施設など周辺環境への悪影響を防ぎながら、生活の利便性が図られる店舗、工 場などの立地について、周辺環境との調和を取ることを目標とする。 |
| | | 土地利用の方針 | 幹線道路沿道における利便性を生かした店舗・工場等を計画的に立地させ、 周辺環境と調和した適正な土地利用の整序を図り、バイパス機能を損なうことなく、農地や住宅地等の周辺環境との調和にも配慮した土地利用を図る。 |
| | | 地区施設の整備方針 | 隣接する大規模な街区に対応し、想定される通過交通量の増加を適切に処理 するため、地区内に道路を適正に配置する。 |
| | | 建築物等の整備の方針 | 本地区において、幹線道路沿道における利便性を生かした店舗・工場等を計画的に立地させ、店舗の規模を抑えることによりバイパス機能を損なうおそれのある施設をあらかじめ制限する。また、建築物の形態、意匠等は周囲と調和を図るものとする。 |
| 地区整備計画 | 地区施設の配置 | 地区施設(道路) | 幅員約9m 延長約130m |
| | 建築物等に関する事項 | 建築物等の用途の制限 | 次の各号に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 1. 住宅 2. 店舗その他これに類するもので床面積が2,500㎡以下のもののうち、日用品販売店舗、飲食店、損保代理店、住宅の増改築・外構工事の営業の用に供する店舗、農業の利便増進に必要な店舗及び自動車関連施設。ただし、日用品販売店舗は、床面積が500㎡以下のもののみ。 3. 事務所その他これに類するもので床面積が1,500㎡以下のもの4.自動車車 5. 倉庫(店舗等に付属するもので床面積が500㎡以下のもの。) 6. 自動車修理工場(作業場の床面積が300㎡以下のもの。) 7. ガソリンスタンド ※ただし、既存建築物において同じ用途で建築する場合はこの限りではない。 |
| | | 建築物の敷地面積の最低 限度 | $1~8~0~\mathrm{m}^2$ |

| 垣又はさくの構造の制限 | 道路境界線から3m以内に設置する垣又はさくについては、街並みの美観や歩行者の安全面の確保を図るため、生垣等(フェンス、さく等を含む)とし、ブロック塀その他これに類する不透視性の塀等は、設置してはならない。ただし、0.6m以下の部分については、この限りではない。 |
|-------------------|--|
| 建築物等の形態、意匠の 制限 | 建築物等の外壁・屋根は刺激的な色彩、装飾を避け、美観・風致を損なわないようなものとし、周囲と調和を図るよう努めるものとする。 |

[区域は計画図表示のとおり]

理由

本地区は、吉岡町マスタープランにおいて「幹線道路沿道エリア」と位置付け、幹線道路沿道における利便性を生かした商業施設等を計画的に立地させ、周辺環境と調和した適正な土地利用の整序を図り、バイパス機能を損なうことなく、農地や住宅地等の周辺環境との調和にも配慮した土地利用を図るものである。



